

- 従来からの相互承認制度は、自動車メーカーが相互承認対象の「個別装置」毎に認証を取得した場合、他の締約国での車両認証時において、取得した「個別装置」毎の各認定証の提示により当該装置に係る審査を省略できる制度。
- IWVTAは、相互承認対象を「装置単位」から「車両単位」に拡大することを目標に、**車両の基本的な安全・環境性能の基準項目を1つにパッケージ化した制度**。これにより、他の締約国での車両認証時には**IWVTAの認定証の提示により、審査を省略できる制度**。
- IWVTAの相互承認対象となる項目は、2018年7月の成立以降、順次増加し現在49項目。

